

事務連絡
令和元年5月16日

公益社団法人 日本認知症グループホーム協会 会長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に係る周知用リーフレットの送付について

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等については、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」の施行について（協力依頼）」（平成31年4月24日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長・厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長・高齢者支援課長・振興課長・老人保健課長連名通知）により、制度の周知を依頼しているところです。

今般、周知用のリーフレットを修正致しましたので、今後は別添を御活用いただきますようお願いいたします。なお、本リーフレットはホームページにも掲載しております。

（主な修正点）

- 請求に当たって添付書類としている医師の診断書について、提出の趣旨や省略可能な場合等を明記。
- リーフレット裏面の窓口一覧について、当初電話番号のみ記載していたものに、FAX番号・メールアドレスを明記。

別添：旧優生保護法一時金支給法に関するリーフレット（修正版）

参考：旧優生保護法による優生手術等を受けた方へ（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/kyuuyuuseiichijikin_04351.html

（照会先）

厚生労働省子ども家庭局母子保健課
工藤、池田、釧持
電話：03-5253-1111（内線 4974、4979）